

「お客様本位の業務運営に関する方針」への取組方針および取組状況

1. 共通 KPIs

当社では共通 KPI が適用される商品はありません。

2. 当社の取組方針および取組状況（2024 年 11 月 17 日）

原則 2: 顧客の最善の利益の追求

取組方針	取組状況
HSBC 日本拠点は、金融庁の顧客本位の原則に則った業務方針を策定します。	当社の業務方針は、策定の上、HP にて公表されています。また HSBC 日本拠点の経営陣は年に一度、公表した原則の見直しを行います。
HSBC は、お客さまからの苦情を含めた各種のフィードバックを真摯に受け止め、必要に応じ、適切な対応を取ることとします。	苦情等を適切に処理するための枠組みはすでに策定しています。苦情等が適切かつ迅速に対応されているかについては、適宜モニタリングを実施しています。直近 12 カ月の間に当社へ届いた苦情は、当社のポリシーに基づき、決められた期間内に解決済みです。
お客さまの多様なニーズにお応えするため、香港上海銀行、HSBC 証券、HSBC アセットマネジメント等の海外を含めたグループの総合力を活かしたご提案に取り組んでいます。	必要に応じてお客さまのご同意を得た上で、関係グループ会社とも緊密に連携、協働の上、ご提案、サポートをさせて頂いております。

原則 3: 利益相反の適切な管理

取組方針	取組状況
HSBC は、利益相反を適切に取り扱うための枠組みを策定します。	利益相反を適切に取り扱うための枠組みはすでに策定しています。利益相反の可能性がある場合は、個別事

	案毎に確認を行っています。また定期的にそれらの事案の登録状況についての確認を行っています。
利益相反管理の一環として、従業員による金融商品取引、個人投資、社外活動、および贈答・接待を定期的に検証する枠組みおよび管理体制を導入します。	従業員の利益相反防止にかかる枠組みおよび管理体制は導入済みです。

原則 4: 手数料等の明確化

取組方針	取組状況
HSBC では、自己取引やお客さまの取引を適切に管理、執行するために、HSBC グループのグローバル共通のポリシーを設けています。このには、各基準に基づく営業収益(マージン)の確認や、必要に応じた、手数料やその他費用等の適切な開示も含まれます。	手数料等の明確化にかかる枠組みおよび管理体制は導入済みです。

原則 5: 重要な情報の分かりやすい提供

取組方針	取組状況
HSBC では、グローバル共通のポリシーに従い、顧客へ情報を提供するときには、わかりやすく、公平に、そして誤解のないようにすることとしています。原則として全ての勧誘資料は、必要な要件が満たされているか、などを含め、使用前に審査を行うこととしています。	重要な情報を提供する枠組みおよび管理体制は導入済みです。

原則 6: 顧客にふさわしいサービスの提供

取組方針	取組状況
HSBC では、お客さまの投資目的や財務状況等を把握するため、顧客の適合性やお客さまをよく理解するためのグローバル共通のポリシーおよび社内規則を定めています。	顧客の適合性等を実施するための枠組みおよび管理体制は導入済みです。
HSBC が組成した商品を卸売販売会社がその最	卸売販売会社への対応にかかる枠組

終顧客に販売する場合 ▪ HSBC は、グローバルの基準に基づき、定期的に卸売販売会社に対するデューデリジェンスを実施します。 ▪ 商品毎にターゲットとする顧客層の特定を行い、必要な情報とともに卸売販売会社に提供いたします。	みおよび管理体制は導入済みです。 定期的なデューデリジェンスは年次、もしくは2年毎に実施しています。直近の12カ月間では、必要なデューデリジェンスを全て、期限内に実施しました。
--	--

原則 7: 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

取組方針	取組状況
HSBC では従業員の報酬は、HSBC グループのグローバル・コンダクト・フレームワークに従った行動基準を含む、様々な項目によって評価される枠組みの下で決定されるものとします。	全従業員に対する、適切な動機づけの枠組みはすでに導入済みです。業績評価において、期待される業務内容および行動基準については、1年間を通して各従業員と議論されます。
HSBC は、HSBC グループのグローバル・コンダクト・フレームワークや金融庁の顧客本位の業務運営に関する原則、および当社が策定・公表した内容について役職員の理解を深めるために研修を実施します。	HSBC グループのグローバル・コンダクト・フレームワーク、全従業員への必須研修を年次で実施しています。金融庁の顧客本位の業務運営に関する原則、およびその実現のために当社が策定した方針および対応について、当社の 2024 年度年次研修へ組み込みました。

上記の原則 2・3・4・5・6・7 は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021 年 1 月改訂）との対応を示しています。